令和5年 第2回浅口市農業委員会議事録

令和5年2月7日浅口市消防機庫2階会議室に、浅口市農業委員会を招集する。

招集委員は次のとおり

農業委員12名						農地利用最適化推進委員13名					
議席番号	氏			名	出欠	担当区域	氏			名	出欠
1	大	橋	繁	雄	出	金光1	原	田	恒	明	出
2	渡	邊	清	志	出	金光 2	藤	丘	廣	志	出
3	友	田	陽	勝	出	金光 2	安	田	文	彦	出
5	古	Ш	秀	昭	出	金光3	友	田	_	美	出
6	佐	藤	和	博	出	金光3	菰	П	清	司	出
7	柚	木	栄	蔵	出	鴨方1	业	Ш	孝	之	出
8	虫	明	祝	典	出	鴨方1	杉	本	正	彦	出
9	虫	明	伸	吾	出	鴨方2	横	Щ	栄	治	出
1 0	山	下	康	朗	出	鴨方2	西	Щ	富	雄	欠
1 1	渡	邊		豊	出	鴨方3	高	井	基	次	出
1 2	梶	原	めく	ぐみ	出	鴨方3	山	下	眞	治	出
1 3	岡	田	直	樹	欠	寄島1	村	上	宏一	一郎	出
						寄島2	大	島	明	敏	欠

事務局

局長 田中 太志 書記 谷口 輝昭

説明のため出席した者の氏名

産業建設部産業振興課長 佐藤 秀志 同課長補佐 古城 章弘

会議に付した議案等

日程第1 議事録署名委員の指名

日程第2 会期の決定

日程第3 議事

議案第4号 浅口農業振興地域整備計画の変更について

議案第5号 浅口農業振興地域整備計画の一部変更について

日程第4 その他

次回の委員会(令和5年2月15日(水))

開会(午前9時28分)

議長

それでは、ちょっと時間は早いようですが、これから会議を始めさせていただきま す。

足元が悪い中、急遽お集まりをいただきましてありがとうございます。

今日は、農業振興地域の整備計画見直しについての臨時の会議を開かせていただきます。

それでは、これより令和5年第2回浅口市農業委員会臨時会を開会いたします。 ただいまの出席委員は10名であります。ただし、梶原委員は遅れて参りますの で、参加人数11名になると思います。また、推進委員は11名の参加であります。 日程第1、議事録署名委員の指名を行います。

本日の議事録署名委員は、浅口市農業委員会会議規則第12条第2項の規定により、議長において7番柚木委員、8番虫明委員を指名します。

日程第2、会期の決定についてを議題とします。

会期は本日1日としたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

委 員

異議なし声

議長

異議なしと認め、会期を本日1日とします。

日程第3、議事に移ります。

議案第4号浅口農業振興地域整備計画の変更についてを議題とします。

事務局の説明を求めます。

事務局

失礼します。次第をめくっていただいたところからになります。

議案第4号浅口農業振興地域整備計画の変更について。

これについてでございますが、市のほうで農業振興地域整備計画の全体を見直すに 当たり、農振法施行規則の規定によりまして、市長から農業委員会へ意見を求めるも のでございます。

全体計画の見直しということで、担当課の産業振興課のほうから新しい計画案の内容についてご説明をいたします。

それでは、お願いします。

説明者

産業振興課の佐藤と申します。と古城です。

今日は、わざわざご参集いただきましてありがとうございます。

では、これより農業振興地域整備計画(案)についてご説明をさせていただきます。座って失礼します。

まず、お手元に配らせていただいた資料をちょっと確認させてください。

先日それぞれ郵送させていただきました。まず、ホッチキス止め冊子になっています浅口農業振興地域整備計画書(案)が1冊、それからA4版図面、小さいですけども、カラーの付図が3枚、それとA4カラーのホッチキス止め、2枚物で、ホッチキス止めをされている新たな農業振興地域整備計画(案)のポイント、それから本日机の上に置かせてもらいました農業振興地域整備計画の見直しについてという1枚物でございますが、お手元にございますでしょうか。

よろしいでしょうか。

それでは、説明に入らせていただきたいと思います。

まず、A4の本日配らせていただきました農業振興地域整備計画の見直しについてでございます。

農業振興地域整備計画とは、農業振興地域の整備に関する法律に基づき、優良な農地を保全するとともに、農業の振興を図るため必要な事項を定めるものです。国が基本指針を示し、それに基づき県が基本方針を策定し、その後県より農業振興地域の指定を受けた市が県との協議を経て農業振興地域整備計画を策定いたします。

令和2年に国の基本指針が変更された後、令和3年に変更された県の基本方針により、浅口市のエリアにつきましては以前から変更とはなってございませんが、都市計画法に基づく都市計画区域内の用途地域及び規模の大きな山林、森林等を除いたエリアが農業振興地域に再指定をされました。

整備計画につきましては、おおむね10年を見通して策定されます。なお、現行計画の策定は平成23年11月で、約10年が経過しており、情勢が大きく変化していることから、今回総合的に見直しを行っているものです。見直し等の作業の主な流れの中で、昨年からこの変更に取り組んではいるんですが、昨年アンケート調査、それから基礎調査を行っておりまして、現在県との下協議、また先日農業振興協議会でも審議をいただき、関係機関からの意見集約ということで、今回農業委員会さんのほうにも説明をさせていただきます。

この後、県と事前協議を行う中で、計画書の内容や数値について変更や修正の指示があると思われます。現在の案がそのまま承認されるわけではないということをご承知おきいただきたいと思います。事前協議にて県より適当との回答を得た後、公告、縦覧、県知事本協議、また同意を得た後、決定公告を経て策定完了というふうになる予定でございます。

まずは、経過のほうご説明させていただきます。

続いて、A4カラーの新たな農業振興地域整備計画(案)のポイント、こちらの資料でもって今回の計画の骨子を説明させていただきたいと思います。

新たな整備計画(案)では、調査により県に指定された農業振興地域内の白地を含む農地面積が、平成22年の1,215.9~クタールが令和12年に985.5~クタールになることが予測されています。また、販売農家や30アール以上耕作している農業人口、こちらは農林業センサスや国勢調査からの数値を基準に推測をしていますが、平成22年の799人から令和12年には203人となるということが予測をされています。そういった農業を取り巻く厳しい状況の中、農地の適正保全を後押しする観点から、産業の振興を図り、兼業農家を確保する必要があると考えています。市の最上位計画である総合計画や市内の土地利用の方針を定めた都市計画マスタープランと整合させ、市内の土地利用を柔軟に考えていきたいと考えております。

目標とする指標・施策についてですが、少子・高齢化、農産物価格の低迷等にて農家人口は減退しますが、本市の特徴を生かした農業振興に必要な10年後の指標を定

め、目標達成に向けた施策の検討、実施を進めてまいります。

(1) 左側です。農地利用につきましては、青地といわれる農用地の面積について、前回計画では690.7~クタールであったものが令和12年には641~クタールと予想されています。守るべき農地を明確にし、今後優良農地である農用地を守っていくこととしています。また、目標達成への施策として、優良農地を中心に、人・農地プランや交付金を活用した担い手への集約化、農業委員会等と連携した新規就農者への未利用優良農地のあっせんといったことを行っていきたいと考えています。

右側、(2)、人である農業者に対してですが、専業者に対しては県の普及センター等と連携した高収益化や経営規模拡大の推進、兼業者については定年帰農の促進や 未利用優良農地のあっせん等により新規就農者の増加を図りたいと考えています。

当市の地勢的特徴を生かした栽培重点作物として、大豆、果樹、野菜、花卉、花木の生産拡大を図り、またレモン、トレビス、ズッキーニの産地化を進めてまいります。

次のページをご覧ください。

土地利用の方向性としては、本農業振興地域整備計画(案)が各種関連計画やまちづくりの上位計画と整合する必要があるため、最上位計画である市総合計画、また都市利用の目標を定めている都市計画マスタープラン等と整合させた農業振興地域整備計画(案)となっています。

本農業振興地域整備計画は、時代背景や市の地勢上の条件を考慮した計画としております。土地利用を行う上で守るべき農地の明確化、加えてこれらの農地を守る主体である農業者の確保が課題となっており、地勢上大規模な農地の集積、集約は非現実的であることから、兼業農家等を確保し、分散する農地を利活用した営農推進を図るため、地域に産業を誘致し、働き口の確保が必要であり、少量多品種の高付加価値化農産物の生産を推進し、兼業と合わせた一定の所得を確保することにより、担い手の減少をとどめ、農地を守っていきたいと考えております。

以上が浅口市農業振興地域整備計画(案)についての概要の説明となります。 事務局からの説明は以上となります。どうぞよろしくお願いします。

議 長 それでは、質疑に入ります。

なお、質疑は、計画全体に関わる内容についてのみということでお願いいたしま す。個別の農地等に関わる発言はご遠慮いただきたいと思います。

それでは、質疑ありませんか。

それでは、質疑ありませんか。

委 員 なし声

議長一それでは、質疑なしと認めます。

承認することに決定をいたします。

ここで産業振興課の職員は退席といたします。

ご退席ください。ありがとうございました。

説明者

ありがとうございました。

議長

それでは、議案第5号浅口農業振興地域整備計画の一部変更についてを議題とします。

事務局の説明を求めます。

事務局

失礼します。それでは、議案第5号についてご説明をさせていただきます。

議案第5号浅口農業振興地域整備計画一部変更について。

さっきの議案第4号と同じく、農振の計画の一部を変更。今回除外することにつきまして農業委員会の意見を求めるものでございます。

1枚めくっていただいたところに、1ページとして今回の変更の概要がございます。今回は、1件、355平米の除外になります。この件ですけれども、毎年行っております個別案件による農業振興地域の変更ということになります。

議案第5号、2ページのほうをご覧いただきたいんですが、議案第5号のほうなんで、冊子のほうではなくて、もう一つのほうになります。冊子の次のやつになりますんで。

議長

令和4年度農用地区域変更(除外)一覧というのがあると思いますが、よろしいで しょうか。

事務局

すいません。この除外一覧表をめくっていただきましたところに、今回の整備計画変更の個別の理由書ということで概要が添付されておりまして、本件でございますけれども、申請地に隣接する農地以外の土地と一体で建て売り住宅を計画するものとなっております。既存の団地の周辺部であり、立地的に住宅の需要が見込まれる位置であることから、除外についてもやむを得ないものとして判断しているとのことでございます。

続けて、3ページ、4ページのほうに位置図等がございまして、場所からすると佐 方の新しい団地の付近ということになっております。

この案件についてでございますが、事務局といたしましては、農地転用の許可の見 込みがあるとの判断をしておるところでございます。

以上でございます。

議長

それでは、質疑に入ります。

質疑はありませんか。

裏にどういうふうな土地利用かという、誰がどうすると、どれだけの面積という詳細が載っておりますので、ご覧いただきたいと思います。

質疑はありませんか。

よろしいでしょうか。

委 員

なし声

議長

それでは、質疑なしと認めます。

それでは、議案第5号の件についてご異議ありませんか。

委員 異議なし声

議長

異議なしと認め、承認することに決定をいたします。

日程第4、その他に移ります。

事務局から報告等がありましたらお願いをいたします。

事務局 その他といたしまして、1件、次回の農業委員会ということで、来週になって、 再々で申し訳ないんですけど、2月15日水曜日で定例の会議を開催をいたします。 会場のほうも、次回もこの部屋になりますので、お間違えのないようにお願いしたい と思います。

以上でございます。

議 長 それでは、次回の農業委員会、よろしいでしょうか。

委 員 異議なし声

議長 ほかに委員の方からご意見はありませんか。

ほかに意見はありませんか。

委員 なし声

議 長 それでは、ないようですので、本日の委員会は以上で閉会とします。

資料のほうは、お持ち帰りを願いたいと思います。

事務局 不要な方は、置いといていただいても結構です。

議 長 不要の方は、置いといてくださいということです。

それでは、以上で終わります。

ご苦労さまでした。

閉会(午前9時45分)

上記顛末を記載した者は書記谷口輝昭であるが、その内容が相違ないことを証するためここ に署名する。

令和5年2月7日

 浅口市農業委員会長
 (9)

 同 委 員
 (9)

 同 委 員
 (9)